

答 申 個 第 7 3 号

平成29年2月28日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年6月23日付け西区窓第29号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

開示の日時が記入された個人情報開示決定通知書の不存在による非開示決定事案 (諮問個第111号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成28年2月29日に、実施機関の西京区役所区民部市民窓口課に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「個人情報開示決定通知書（H26.11.5西区窓第22号）西区窓に保管中の写しを下さい。ただし開示の日時が記入された通知書です。」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成28年3月31日付けでその旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

保存している平成26年11月5日付け京都市指令西区窓第22号の通知書の写しに、開示の日時が記入されていないため。

- (3) 異議申立人は、平成28年5月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

異議申立人が求めている文書は、平成26年11月5日付けの京都市指令西区窓第22号「個人情報開示決定通知書」の写し（以下「本件公文書」という。）であり、開示の日時が記入されたものと考えられる。

本件公文書は、当職の西京区役所区民部市民窓口課に保管されているが、開示の日時は記載されていない。個人情報開示決定通知書等の開示の日時の欄は、実施機関が開示決定等を行った後に、実施機関と開示請求者との予定を調整したうえで記入する。予定の調整がつかない場合は、空欄のまま開示請求者に送付し、その後に引き続いて予定の調整を行うことがあるため、実施機関が原本及び写しに日時を

記入していないとしても特に問題はない。

(2) 本件処分の理由について

異議申立人は、当時対応した●●が、異議申立人の前で本件文書に開示の日時（平成26年11月12日（水）午前11時00分）を記入したと主張しているが、当該「個人情報決定通知書の写し」は●●個人の手持ち控えであり、保管中の本件公文書に直接記入したのではないと思われる。●●は開示の日時を失念しないため異議申立人と約束した日時を当該手持ち控えにメモしたが、開示終了後はその控えは不要となったので処分したと考えられる。

なお、当該控えに組織共用性はないため廃棄したとしても何ら問題はない。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

開示の日時を面前で記入されました。（差しかえたとか、処分したのと違いますか！）役所にあると思います。（メモでも情報開示して下さい。メモでももう少し長く保存して下さい。）

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

異議申立人が求めている文書は、個人情報開示請求書及び異議申立書から、平成26年11月5日付けの京都市指令西区窓第22号「個人情報開示決定通知書」の写しで、かつ、開示の日時が記載されているものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、次のように主張している。

開示の日時を面前で記入されました。（差しかえたとか、処分したのと違いますか！）役所にあると思います。（メモでも情報開示して下さい。メモでももう少し長く保存して下さい。）と主張する。

イ 実施機関は、次のように主張している。

(イ) 本件公文書は、当職の西京区役所区民部市民窓口課に保管されているが、開示の日時は記載されていない。個人情報開示決定通知書等の開示の日時の欄は、実施機関が開示決定等を行った後に、実施機関と開示請求者との予定を調整したうえで記入する。予定の調整がつかない場合は、空欄のまま開示請求者に送付し、その後に引き続いて予定の調整を行うことがあるため、実施機関が原本

及び写しに日時を記入していないとしても特に問題はない。

- (イ) 異議申立人は、当時対応した●●が、異議申立人の面前で本件公文書に開示の日時（平成26年11月12日（水）午前11時00分）を記入したと主張しているが、当該「個人情報決定通知書の写し」は●●個人の手持ち控えであり、保管中の本件公文書に直接記入したのではないと思われる。●●は開示の日時を失念しないため異議申立人と約束した日時を当該手持ち控えにメモしたが、開示終了後はその控えは不要となったので処分したと考えられる。

なお、当該控えに組織共用性はないため廃棄したとしても何ら問題はない。

ウ 当審査会は、実施機関が保管している平成26年11月5日付けの京都市指令西区窓第22号「個人情報開示決定通知書」を確認したところ、「個人情報の開示の日時」欄には、開示の日時が記載されていなかった。

エ 当時対応した●●が、異議申立人の面前で本件公文書に開示の日時（平成26年11月12日（水）午前11時00分）を記入したとの異議申立人の主張について、実施機関が個人情報開示決定通知書の送付後に異議申立人と開示の日時を決めていたことからすれば、開示の日時を個人の手持ち控えの個人情報開示決定通知書の写しにメモし、保管中の本件公文書に直接記入したのではないと思われるとの実施機関の主張に、不自然な点は認められない。

オ また、異議申立人は、異議申立書において「メモでも情報開示して下さい。メモでももう少し長く保存して下さい。」と主張するが、公文書とは、条例第2条第7号において「実施機関の職員等（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関（中略）が保有しているものをいう。」と規定されている。

「当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関（中略）が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員等個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、職員等が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや参考となる事項のメモ等は、「組織的に用いるもの」に該当しない。

このことからすれば、個人の手持ち控えである個人情報開示決定通知書の写しに組織共用性はないと主張する実施機関の主張に、不自然な点は認められない。

- (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 6月23日 諮問

7月22日 実施機関からの理由説明書の提出

平成29年 1月30日 審議（平成28年度第8回会議）

2月28日 審議（平成28年度第9回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）